甲賀圏域2040年に向けた地域医療構想会議設置要綱

（設置）

第 1 条　医療法第30条の14に基づき、滋賀県地域医療構想の実現に向け、甲賀圏域における取組の協議の場として、甲賀圏域2040年に向けた地域医療構想会議（以下、「本会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条　本会議は、次の事項について協議する。

(1)病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること

(2)医療機関機能に関すること

(3)目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること

(4)在宅療養を支援する医療福祉資源の整備・充実とネットワークの構築に関すること

(5)在宅医療・介護を支える人材の育成と確保に関すること

(6)地域包括ケアシステムの深化・推進に関すること

(7)その他、本会議が必要と認める事項に関すること

（組織）

第3条　本会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから、滋賀県甲賀保健所長が選任する。

(1)医療関係機関・団体

(2)医療保険者

(3)介護関係機関・団体

(4)市町

(5)その他、特に必要と認められる者

2　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　必要に応じて本会議にオブザーバーを置くことができる。

5　本会議には、ワーキング部会を置くことができる。

6　ワーキング部会の委員は、本会議の委員以外からも選出することができる。

（議長及び副議長）

第4条　本会議に、議長を置く。必要に応じて副議長を置くことができる。

2　議長は委員の互選により選出する。副議長を置く場合は、委員の中より議長が指名する者を充てる。

3　議長は、本会議を代表し、本会議の会務を総理する。

（会議）

第5条　本会議は、議長が招集する。

2　議長が必要と認めるときは、本会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3　本会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

4　議長は、やむを得ない理由により本会議を招集する暇がないと認めるときは、書面その他適当な方法により協議を行うことができる。

（事務局）
第6条　本会議の庶務は、滋賀県甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）、甲賀市および湖南市において共同して処理する。

（補足）
第7条　この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則
1　この要綱は、令和8年7月1日から施行する。
2　平成30年4月1日施行「甲賀圏域在宅医療福祉推進協議会設置要綱」は廃止する。
3　前項の要綱に基づく協議事項は、本会議において取り扱う。

別表（第3条関係）

甲賀圏域2040年に向けた地域医療構想会議推薦団体

一般社団法人　甲賀湖南医師会
公立甲賀病院
医療法人社団仁生会　甲南病院
甲賀市立信楽中央病院
独立行政法人国立病院機構　紫香楽病院
一般社団法人　水口病院
医療法人社団阿星会　甲西リハビリ病院
医療法人社団美松会　生田病院
甲賀湖南歯科医師会
一般社団法人　甲賀湖南薬剤師会
滋賀県看護協会第3地区支部
滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会第3地区支部
滋賀県老人福祉施設協議会甲賀ブロック
甲賀湖南介護支援専門員連絡協議会
甲賀市介護サービス事業者協議会
湖南市介護保険事業者協議会
社会福祉法人　甲賀市社会福祉協議会
社会福祉法人　湖南市社会福祉協議会
滋賀県保険者協議会代表　全国健康保険協会滋賀支部
滋賀県保険者協議会代表　甲賀市
甲賀市
湖南市
滋賀県甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）